

○コンプライアンス推進規則

〔平成18年3月23日〕
法人規則第25号

改正 平成19年法人規則第48号

平成20年法人規則第21号

平成22年法人規則第34号

平成23年法人規則第3号

平成25年法人規則第28号

平成28年法人規則第28号

コンプライアンス推進規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 コンプライアンス推進体制（第5条－第8条）
- 第3章 コンプライアンス通報（第9条－第14条）
- 第4章 調査（第15条・第16条）
- 第5章 学長が行う措置（第17条）
- 第6章 通報者の保護等（第18条－第20条）
- 第7章 秘密保持義務等（第21条・第22条）
- 第8章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とする。

2 法人の業務運営に関する違法、不正又は不当な行為（以下「違法行為等」という。）の早期発見のための通報制度については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス 法人又は職員等が法人の業務遂行において法令、法人規則等を遵守す

ることをいう。

- (2) 職員等 法人の役員及び職員(法人の業務を行う者であって法人の役員及び職員以外のものを含む。)をいう。
- (3) コンプライアンス通報 職員等が不正の目的でなく、違法行為等の発生又はそのおそれを第9条に規定する通報窓口に通報することをいう。
- (4) 通報者 コンプライアンス通報を行う者をいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

- 2 職員等は、第15条に規定する調査に対しては、正当な理由がないかぎり、応じなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 法人の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス推進会議)

第5条 法人に、法人におけるコンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、学長が必要と認めるときは、コンプライアンス推進会議を設置することができる。

- 2 コンプライアンス推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6条及び第7条 削除

(コンプライアンス管理者)

第8条 法人に、コンプライアンスに関する業務を管理させるため、コンプライアンス管理者(以下「管理者」という。)を置き、総務を担当する副学長をもって充てる。

第3章 コンプライアンス通報

(通報窓口)

第9条 法人に、コンプライアンスの推進のために、職員等からのコンプライアンス通報の対応を行う通報窓口を置く。

- 2 前項の通報窓口に、コンプライアンス通報の適切な管理のため、通報受付管理者を置く。
- 3 第1項の通報窓口は、コンプライアンス通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(コンプライアンス通報)

第10条 職員等は、法人又は法人の業務に従事する場合における職員等に次の各号のいずれかに該当する違法行為等を認めたとき又は違法行為等の可能性があると思料するときは、前条第1項に規定する通報窓口、その内容をコンプライアンス通報できる。

- (1) 法令、法人規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為

2 前項の規定は、前項各号の違法行為等に関する通報について定めた他の法人規則等の規定の適用を妨げるものではない。

(通報者の責務)

第11条 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づくコンプライアンス通報を行うものとし、人事上の処遇の不満、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(管理者及び通報受付管理者の責務)

第12条 通報受付管理者は、第10条に規定するコンプライアンス通報を受けたときは、管理者及び学長へ報告するものとする。

2 管理者及び通報受付管理者は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、コンプライアンス通報の内容が前条の規定に違反していると認めた場合又は通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(コンプライアンス通報の受理等)

第13条 管理者は、前条第1項に規定するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、通報者が匿名の場合を除き、その結果を通報者に通知するものとする。

(職員等以外からの通報)

第14条 職員等以外からの、法人又は法人の業務に従事する場合における職員等の違法行為等に係る通報については、コンプライアンス通報の例に準じて取り扱うものとする。

第4章 調査

(調査)

第15条 管理者は、第13条によりコンプライアンス通報の受理を決定した場合又は相当の信頼性のある情報に基づき法人若しくは法人の業務に従事する場合における職員等に違法行為等があると疑われる場合は、当該違法行為等の有無等について速やかに自ら調査し、又は当該事案を所掌する副学長等に調査を要請するものとする。

- 2 前項の調査を行う場合にあっては、必要に応じ、職員、法律専門家等によって編成する調査チームを設置することができる。
- 3 第1項の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第16条 管理者は、前条の調査の結果を学長に報告するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告を行う際は、違法行為等又はその可能性を認めた理由若しくは違法行為等がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。
- 3 管理者は、第1項の報告を行う場合は、次条第1項に規定する学長が行う措置について意見を述べるすることができる。

第5章 学長が行う措置

(学長が行う措置)

- 第17条 学長は、前条第1項に規定する管理者の報告を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。
- 2 学長は、調査等の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、法人規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずるものとする。

第6章 通報者の保護等

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

- 第18条 法人に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを法人において受けたときは、管理者に申し立てることができる。

(フォローアップ)

- 第19条 学長は、通報者が前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学長は、コンプライアンス通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通知)

- 第20条 管理者は、通報者が匿名の場合を除き、通報者に対して、調査結果及び是正結果につ

いて、違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

第7章 秘密保持義務等

(秘密保持義務)

第21条 管理者、通報受付管理者、第15条の規定に基づく調査に関与した者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第22条 管理者、通報受付管理者及び第15条の規定に基づく調査に従事する者は、自らが当事者となる事案の処理に関与してはならない。

2 管理者又は通報受付管理者が前項に該当する場合は、学長自ら又は学長が指名する役員若しくは職員が当該事案の処理を行う。

第8章 雑則

(雑則)

第23条 この法人規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19.10.25法人規則48号)

1 この法人規則は、平成19年10月25日から施行する。

2 改正後のコンプライアンス推進規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされたコンプライアンス通報について適用し、施行日前にされたコンプライアンス通報については、なお従前の例による。

附 則 (平20.3.27法人規則21号)

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平22.5.12法人規則34号)

この法人規則は、平成22年5月12日から施行し、改正後のコンプライアンス推進規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.1.27法人規則3号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規則28号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規則28号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。